

# グループホーム利用者の退所実態に関する研究

—グループホーム退所者の「退所理由」に着目して—

フルヤ カズヒコ  
古屋 和彦\*

**目的** 本研究では、2018年4月より障害者福祉サービスにおける共同生活援助（以下、グループホーム）の新類型として、重度化・高齢化の障害者の利用者を想定した「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されることをかんがみ、現状の「外部サービス利用型共同生活援助」「介護サービス包括型共同生活援助」の2タイプのグループホームの退所者を対象に、具体的な退所理由に着目し、退所者の実態を明らかにすることを目的とした。

**方法** 全国のグループホームを運営する6,603事業所を対象に、2017年8月4日～8月21日を調査期間として、郵送方式でのアンケート調査を行った。調査内容は、2017年8月1日時点でのグループホーム利用者全体の定員数と現員数、障害支援区分、年齢等の基礎情報および、2016年度1年間にグループホームを退所した利用者の退所後の居住の場、退所の理由等とした。得られた回答より、死亡退所者を除く退所者を抽出し、そのうち退所理由を記述した退所者を主な分析対象とした。

**結果** 3,586事業所より回答があり（回収率54.3%）、その後にデータクリーニングを行い、3,509事業所を有効回答とし、10,485ホーム、58,299人の利用者データが得られた。そのうち2016年度退所者について、死亡退所者295人以外の3,487人から退所理由の回答が得られたのは2,473人であった。集計の結果、ステップアップ型（自立、一人暮らし、就労、結婚等を理由とした退所者の群）が628人、身体・医療的ケア型（病気・入院、高齢・介護、障害支援区分上昇、身体的困難等を理由とした群）が1,038人、集団生活不適應型（規約違反、問題行動、犯罪、なじめず等を理由とした群）が496人、自宅可逆型（本人が同居を希望、親や親族が同居を希望、事業所が同居を勧めた、親と同居のため等を理由とした群）が311人であった。

**結論** グループホーム退所者の実態をみると、利用者の多くは継続利用だが、毎年一定数の退所者が存在していると推測される。制度設計の段階で想定されていたであろう、グループホームを経由して自立生活へ移行する「ステップアップ型」は、利用者全体からみると1.1%であった。この結果より、現時点ではグループホームが暮らしの場の終着点となっていることが多いといえる。今後は、重度化・高齢化など多様なニーズに応えられるグループホームの整備を進めていくとともに、退所理由に応じて相談支援事業所等と連携した地域支援ができる環境の整備が、今後のグループホームに求められる機能の重要な課題といえるだろう。

**キーワード** グループホーム、退所者、退所理由、年齢、障害支援区分、転居先

## I 緒 言

---

\* 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究員

わが国の障害者の住まいに関する制度設計は、1981年の国際障害者年を契機に、ノーマライ

ゼーションなどの理念<sup>1)</sup>が普及し、施設入所者の地域移行を推進する政策の必要性が徐々に認識されるようになり、1989年には「精神薄弱者地域生活援助事業（現、知的障害者地域生活援助事業）」として、知的障害者のグループホームが制度化された<sup>2)</sup>。その後、1995年には入所施設以外でもグループホームを設置することが可能となり<sup>3)</sup>、1999年には「相互利用制度」が実施され、知的障害者と精神障害者が相互にグループホームが利用できるようになった<sup>4)</sup>。また、2005年には障害者自立支援法が成立し、それまでの地域生活援助が、共同生活援助（グループホーム）と、共同生活介護（ケアホーム）の2つの事業に分けられたが、2012年には障害者総合支援法が成立し、2014年にはグループホームとケアホームが一元化され、「外部サービス利用型共同生活援助」と「介護サービス包括型共同生活援助」の2類型になるなどの制度改正が行われてきた。しかし近年では、知的障害者の高齢化に伴い、当事者が50歳代になると親が80歳代となる、50・80問題が顕著化し始め、グループホームの利用者等の高齢化や機能低下、あるいは、家族の死去などの場合が想定され、地域生活を継続するために、住まいを中心とした障害福祉サービスの見直しが求められてきたところであるが、実際のグループホーム利用者像、とりわけグループホームからの退所者については、詳しい調査が行われてこなかった。日本知的障害者福祉協会が2015年に行った「平成27年度 全国グループホーム実態調査報告」<sup>5)</sup>によると、グループホーム退所者の状況として、2014年度退所者の退所後の生活の場の調査を行っており、前年度対比で、死亡退所が最も大きく増え、次いで他共同生活援助、入所施設（老人・生活保護関係）が続いていた。実数では、他共同生活援助が308人（33.7%）と最も多く、次いで入所施設（障害福祉関係）が154人（16.8%）、家庭（親元等）が137人（15.0%）と続いていた。しかし、こうした数値として退所者の退所先等は把握できるものの、退所者の状態像（年齢、障害支援区分など）や、退所理由などは明らかになっていなかった。

そこで、今回、全国のグループホームを運営する事業所を対象に、グループホーム退所者の実態についてアンケート調査を行い、退所の理由およびその傾向を明らかにすることを目的に調査を行うと共に、2018年度より障害者福祉サービスにおけるグループホームの新類型として、重度化・高齢化の障害者の利用者を想定した「日中サービス支援型共同生活援助」<sup>6)</sup>が創設されることをかんがみ、重度化・高齢化の障害者への対応など、グループホームに求められる機能について分析と考察を行った。

## Ⅱ 方 法

### （1） 調査対象と方法

全国のグループホームを運営する6,603事業所を対象に、2017年8月4日～8月21日を調査期間として、郵送方式によるグループホーム職員への自記式質問紙調査を行った。調査内容は、2017年8月1日時点でのグループホーム利用者全体の定員数と現員数、障害支援区分、年齢等の基礎情報、および2016年度1年間にグループホームを退所した利用者の退所後の居住の場、退所の理由（自由記述）等とした。

### （2） 分析方法

死亡退所者を除く退所者を抽出し、そのうち退所理由を記述した退所者を主な分析対象とした。退所理由について、表現や意味内容が類似している回答を分類しコード化して集計を行った。さらに、自立、一人暮らし、就労、結婚等を理由とした退所者の群を「ステップアップ型」、病気・入院、高齢・介護、障害支援区分上昇（支援度合いが高くなる）、身体的困難等を理由とした退所者の群を「身体・医療的ケア型」、規約違反、問題行動、犯罪、なじめず等を理由とした退所者の群を「集団生活不適応型」、本人が親との同居を希望、家族や親族が同居を希望、事業所が同居を勧めた、親と同居等を理由とした退所者の群を「自宅可逆型」と4つに分類し、その結果に対し、①障害支援区分、②年齢、③転居先の項目でクロス集計を

行った。

表1 退所理由と分類 (n=2,473)

(単位 人, ( ) 内%)

(3) 倫理的配慮

本研究の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た(2016年5月27日 No28-1-03)。

Ⅲ 結 果

3,586事業所より回答があり(回収率54.3%),その後データクリーニングを行い,3,509事業所を有効回答とし,10,485ホーム,58,299人の利用者データが得られた。そのうち2016年度退所者について,死亡退所者295人以外の3,487人から退所理由の回答が得られたのは2,473人であった。

(1) 退所理由と分類(表1)

コード化した退所理由をみると,病気・入院等が598人(24.2%)と最も多く,次いで高齢・介護等が356人(14.4%),規約違反等が229人(9.3%),一人暮らし等が206人(8.3%)であった。

さらに分析方法で示した4つの分類でみると,身体・医療的ケア型が1,038人(42.0%)と最も多く,次いでステップアップ型が628人(25.4%),集団生活不応型が496人(20.1%),自宅可逆型が311人(12.6%)であった。

退所理由	人数	分類	人数
自立等 一人暮らし等 就労等 結婚等	165(6.7) 206(8.3) 159(6.4) 98(4.0)	ステップ アップ型	628 (25.4)
病気・入院等 高齢・介護等 身体的困難等	598(24.2) 356(14.4) 84(3.4)	身体・医療 的ケア型	1 038 (42.0)
規約違反等 問題行動等 犯罪等 なじめず等	229(9.3) 138(5.6) 20(0.8) 109(4.4)	集団生活 不応型	496 (20.1)
本人が同居を希望等 親・親族が同居を希望等 事業所が同居を勧めた等 親と同居等	132(5.3) 75(3.0) 22(0.9) 82(3.3)	自宅可逆型	311 (12.6)

注 退所理由の構成割合は,退所者3,487人のうち回答のあった2,473人を母数として集計

(2) 退所理由と年齢(表2)

退所理由の類型と利用者の退所時の年齢をクロス集計した結果,身体・医療的ケア型で65~74歳が295人(11.9%)と最も多く,次いでステップアップ型で20~29歳が193人(7.8%),集団生活不応型で40~49歳が128人(5.2%)であった。

退所者全体(n=3,487)の年齢をみると,40歳代が724人(20.8%)と最も多く,次いで20歳代が663人(19.0%),50歳代が602人(17.3%)であった。

利用者全体(n=58,299)の年齢をみると,40歳代が14,423人(24.7%)と最も多く,次いで50歳代が12,410人(21.3%),30歳代が10,062人(17.3%)であった。

表2 退所理由と年齢区分 (n=2,473)

(単位 人, ( ) 内%)

退所理由		年齢区分									
分類	件数	18歳未満	18~19歳	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~74	75歳以上	
利用者全体	58 299	32 (0.1)	705 (1.2)	7 119 (12.2)	10 062 (17.3)	14 423 (24.7)	12 410 (21.3)	6 389 (10.5)	6 122 (10.5)	1 037 (1.8)	
退所者全体	3 487	8 (0.2)	92 (2.6)	663 (19.0)	578 (16.6)	724 (20.8)	602 (17.3)	293 (8.4)	431 (12.4)	96 (2.6)	
ステップ アップ型	628 (25.4)	1 (0.0)	15 (0.6)	193 (7.8)	142 (5.7)	129 (5.5)	106 (4.5)	27 (1.1)	14 (0.6)	1 (0.0)	
身体・医療的 ケア型	1 038 (42.0)	-	8 (0.3)	62 (2.5)	97 (3.9)	157 (6.3)	211 (8.5)	138 (5.6)	295 (11.9)	70 (2.8)	
集団生活 不応型	496 (20.1)	1 (0.0)	28 (1.1)	119 (4.8)	103 (4.2)	128 (5.2)	69 (2.8)	34 (1.4)	12 (0.5)	2 (0.1)	
自宅可逆型	311 (12.6)	3 (0.1)	19 (0.8)	116 (4.9)	56 (2.3)	67 (2.8)	37 (1.5)	7 (0.3)	6 (0.3)	-	

注 「ステップアップ型」「身体・医療的ケア型」「集団生活不応型」「自宅可逆型」の構成割合は,退所者3,487人のうち回答のあった2,473人を母数として集計

(3) 退所理由と障害支援区分(表3)

退所理由の類型と退所時の障害支援区分をクロス集計した結果,身体・医療的ケア型で区分3が238人(9.6

表3 退所理由と障害支援区分 (n=2,473)

(単位 人, ( ) 内%)

退所理由		障害支援区分							
分類	件数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明
利用者全体	58 299	8 629 (14.8)	1 874 (3.2)	11 005 (18.9)	13 477 (23.1)	11 359 (19.5)	6 644 (11.4)	4 748 (8.1)	563 (1.0)
退所者全体	3 487	756 (21.7)	139 (4.0)	781 (22.4)	741 (21.3)	511 (14.7)	226 (6.5)	141 (4.0)	192 (5.5)
ステップアップ型	628 (25.4)	190 (8.1)	55 (2.2)	194 (7.8)	102 (4.1)	43 (1.8)	3 (0.1)	4 (0.2)	37 (1.6)
身体・医療的ケア型	1 038 (42.0)	183 (7.4)	21 (0.8)	171 (6.9)	238 (9.6)	191 (7.7)	107 (4.3)	73 (3.0)	54 (2.2)
集団生活不応型	496 (20.1)	89 (3.6)	16 (0.6)	117 (4.7)	121 (4.9)	89 (3.6)	33 (1.3)	11 (0.4)	20 (0.8)
自宅可逆型	311 (12.6)	74 (3.0)	14 (0.6)	65 (2.8)	64 (2.7)	46 (2.0)	17 (0.7)	11 (0.4)	20 (0.8)

注 「ステップアップ型」「身体・医療的ケア型」「集団生活不応型」「自宅可逆型」の構成割合は、退所者3,487人のうち回答のあった2,473人を母数として集計

%)と最も多く、次いでステップアップ型で区分2が194人(7.8%), 集団生活不応型で区分3が121人(4.9%)であった。

退所者全体 (n = 3,487)の障害支援区分をみると、区分2が781人(22.4%)と最も多く、次いで区分なしが756人(21.7%), 区分3が741人(21.3%)であった。

利用者全体 (n = 58,299)の年齢をみると、区分3が13,477人(23.1%)と最も多く、次いで区分4が11,359人(19.5%), 区分2が11,005人(18.9%)であった。

(4) 退所理由と転居先 (表4)

退所理由の類型と退所後の転居先をクロス集計した結果、身体・医療的ケア型で精神科病院が435人(17.6%)と最も多く、次いでステップアップ型で自宅単身が376人(15.9%), 自宅可逆的で自宅同居が311人(12.6%)であった。

退所者全体 (n = 3,487)の転居先をみると、自宅同居が705人(20.2%)と最も多く、次いで自宅単身が657人(18.8%), 精神科病院が

637人(18.3%)であった。

IV 考 察

今回の調査で得られたグループホーム退所者の実態に基づき、年齢、障害支援区分、退所後の転居先の3つの視点および、ステップアップ型、身体的・医療的ケア型、集団生活不応型、自宅可逆型の退所理由の4つのタイプの視点から考察を行った。

年齢の視点からみると、ステップアップ型では20歳代をピークに50歳代まで高い数字となっているが、一方、自宅可逆型では20歳代が突出して高くなっていることがうかがえる。また、身体的・医療的ケア型の退所者は40歳以降で増

表4 退所理由と転居先 (n=2,473)

(単位 人, ( ) 内%)

退所理由		転居先								
分類	件数	自宅同居	自宅単身	同一法人内 他事業所の 障害者グル ープホーム	他法人の障 害者グル ープホーム	障害者支援 施設	老人福祉施 設・老人保 健施設	一般病院	精神科病院	その他
退所者全体	3 487	705 (20.2)	657 (18.8)	177 (5.1)	379 (10.9)	324 (9.3)	233 (6.7)	89 (2.6)	637 (18.3)	286 (8.2)
ステップアップ型	628 (25.4)	101 (4.1)	376 (15.9)	28 (1.2)	56 (2.3)	-	-	-	-	67 (2.6)
身体・医療的ケア型	1 038 (42.0)	57 (2.3)	8 (0.3)	21 (0.9)	38 (1.5)	174 (7.0)	187 (7.6)	82 (3.2)	435 (17.6)	36 (1.5)
集団生活不応型	496 (20.1)	140 (5.7)	63 (2.5)	11 (0.4)	79 (3.2)	53 (2.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	99 (4.0)	45 (1.8)
自宅可逆型	311 (12.6)	311 (12.6)	-	-	-	-	-	-	-	-

注 「ステップアップ型」「身体・医療的ケア型」「集団生活不応型」「自宅可逆型」の構成割合は、退所者3,487人のうち回答のあった2,473人を母数として集計

え始める傾向があり、65歳以降でピークとなっていることがうかがえる。高齢になるにつれ、身体的・医療的な支援が必要となる利用者が一定数おり、現状のグループホームの医療・介護ケアの整備状況では、退所せざるを得ない状況であると考えられる。

障害支援区分の視点からみると、ステップアップ型では、区分2が最も多く、次いで区分なしと、軽度障害の利用者が多いことが明らかとなった。また、身体的・医療的ケア型の退所者は障害支援区分3が最も多く、必ずしも区分5～6の重度障害の利用者が退所しているのではないことがうかがえる。これらの結果より、区分3程度の利用者が、高齢や病気等の理由により、身体的・医療的ケアが必要になることが見込まれ、まだ区分が上昇する前にグループホームを退所していると考えられる。

退所後の転居先の視点からみると、ステップアップ型では自宅単身が最も多く、身体的・医療的ケア型では精神科病院が最も多く、集団生活不適應型および自宅可逆型では自宅同居が最も多かった。グループホームを退所後の転居先は、退所理由の4つの分類ごとに特徴的に存在すると考えられる。

ステップアップ型は、年齢が20～30歳代と若く、障害支援区分が区分なし～2と障害が軽度で、自宅単身に移行している人が多いことが明らかとなった。しかし、グループホームを経由して自立生活へ移行する人は、利用者全体から見ると1.1%に過ぎない結果であった。自宅単身の転居先に送り出すためにはグループホームだけの支援では難しく、地域の相談支援事業所等と連携し、自立生活の環境を構築するなど、自立のためのプランニングを増やしていかなければならない。

身体・医療的ケア型は、40歳以上で高齢になるにつれて多く、障害支援区分が区分3～4と中度の障害で、精神科病院に転居（入院）している人が多いことが明らかとなった。高齢・重度化対応、医療的ケア対応等のニーズが高まっているが、年齢が進むにつれ障害支援区分が上昇することが想定されると、多くのグループ

ホームでは対応できず、退所して精神科病院へ転居（入院）する人が最も多い結果であり、現状では支援の仕組みが追いついていないと推測される。退所者の中で最も多いのが身体・医療的ケア型であることから、グループホームで重度化・高齢化の利用者を支えていくために、医療と福祉による連携の枠組みを整えていく必要がある。

集団生活不適應型は、20～40歳代と比較的若く、障害支援区分が区分2～3と軽・中度の障害で、自宅同居に移行している人が多いことが明らかとなった。グループホームでの集団生活になじめず問題行動等を起こしてしまうなど、規約違反等の退所者が最も多く、福祉関連の住居に転居できずに自宅で親等が支援していることが想定される。しかし、やがて親等が高齢となり支援ができなくなることを想定すると、集団生活不適應型退所者を支えていくための障害福祉サービスの枠組みでの住まいを整備していく必要がある。

自宅可逆型は、年齢が20～40歳代と比較的若く、障害支援区分が区分なし～3と軽・中度の障害で、自宅同居に移行している人が多いことが明らかとなった。20歳代が4割弱で最も多いことから親が比較的若いと考えられる。また、半数弱は本人希望で自宅同居となっているが、親や親族の希望で自宅同居となっているケースも一定数いることがわかった。障害者の意思決定の問題として、今後も注目していかなければならない点であると考えられる。

## V 結 語

本研究より、グループホーム退所者の実態をみると、利用者の多くは継続利用だが、毎年一定数の退所者が存在していると推測される。制度設計の段階で想定されていたであろう、グループホームを経由して自立生活へ移行する「ステップアップ型」は、実際には退所者の1/4程度であり、利用者全体から見ると1.1%であった。この結果より、現時点ではグループホームが暮らしの場の終着点となっていること

が多いといえる。そのことから、新類型として創設された「日中サービス支援型共同生活援助」が、今回の調査でグループホーム退所者の分類で最も多かった身体・医療的ケア型の移行先として、その期待が大きいと考えられる。しかし同時に、グループホーム全体において利用者が最も多い40歳代が今後、高齢となることを勘案し、今回の調査で得られた退所理由等の多様なニーズに応じて、相談支援事業所や医療関連等と連携した地域支援が行える環境整備を行い、グループホームで利用者を支えることおよび適切な移行先につなげることが、これからのグループホームに求められる機能の重要な課題といえるだろう。

## 謝辞

本研究は、2017（平成29）年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方に関する研究」の助成を受け得られたデータの一部を使用している。関係各位に謹んで御礼申し上げたい。

## 文 献

- 1) 花村春樹訳・著、「ノーマライゼーションの父」N・E・バンク-ミケルセン-その生涯と思想-、ミネルヴァ書房、1994。

- 2) 厚生労働省. 厚生省児童家庭局長通知「精神薄弱者地域生活援助事業の実施について」（平成元年5月29日児発第397号）（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9487&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9487&dataType=1&pageNo=1)）2018.3.23.
- 3) 厚生労働省. 厚生省児童家庭局障害福祉課長通知「知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）におけるバックアップ施設の要件緩和について」（平成7年10月2日児障第48号）（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9503&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9503&dataType=1&pageNo=1)）2018.3.23.
- 4) 厚生労働省. 厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「地域生活援助事業の相互利用制度について」（平成11年9月22日障第618号）（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9513&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9513&dataType=1&pageNo=1)）2018.3.23.
- 5) 日本知的障害者福祉協会. 平成27年度全国グループホーム実態調査報告（<http://www.aigo.or.jp/cho ken/pdf/27ghlchosa.pdf>）2018.3.23.
- 6) 厚生労働省. 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 事務連絡「自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について」（平成30年2月21日）（[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigy oshasitei/documents/jiritsuseikatsuenkyo\\_nitt yugh.pdf](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigy oshasitei/documents/jiritsuseikatsuenkyo_nitt yugh.pdf)）2019.5.31.